2019年度末「住所不明組合員のみなし自由脱退」のお知らせ

定款第 10 条(自由脱退)、及び「住所不明組合員の脱退手続きに関する規約」にもとづき、下記のとおり住所不明組合員の「みなし自由脱退」の手続きを行ないます。

お心当たりの方は、下記の内容についてご確認ください。

記

(1) 対象となる方

毎年お送りする「出資金残高通知書」が宛先不明で返却され、以降2年間にわたり住所変更の 手続きがされず所在確認ができなかった方で、かつ該当支部地域でも確認のできない組合員。

(2) 対象となる方の名簿の閲覧と問い合わせ先

対象となる方の名簿は、広島中央保健生協の生協総務部で管理し、備え付け閲覧に供します。 上記(1)の条件に当てはまると思われる組合員は、生協総務部または、お近くの広島中央保健生協の各事業所窓口へご連絡ください。住所確認の手続きを取らせていただきます。

(3) 公告および名簿の閲覧期間

2020年2月1日(土)から3月2日(月)までとします。

2020年3月2日(月)までに新しい住所が確認できた方は、「みなし自由脱退」手続きの対象者から除外します。

(4) 「みなし自由脱退」手続きの実施について

2020 年3月2日までにご本人からご連絡がなく、所在が確認できなかったときは、定款第10条第2項にもとづき、2020年3月2日付で「みなし自由脱退」の手続きを取らせていただきます。「みなし自由脱退」については、2020年3月度理事会で承認をし、その結果については2020年度通常総代会において報告されます。

(5) 「みなし自由脱退」手続き後に組合員の所在が判明した場合について

「みなし自由脱退」手続き後に対象者の住所が確認された場合は、ただちに復活手続き(再加入・出資金の復活)を行ないます。

生協総務部または、お近くの広島中央保健生協の各事業所窓口へご連絡ください。

以上

2020年2月1日 広島中央保健生活協同組合 代表理事 理事長 藤原 秀文